

2026 年 10 月 14 日

株主各位

福岡市南区大橋 4 丁目 3 番 1 号

株式会社 rYojbaba

代表取締役 馬場 亮治

新株予約権募集事項に関する取締役会決議公告

2026 年 10 月 14 日の取締役会において、外部協力者に対する有償ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき公告いたします。

記

株式会社 rYojbaba 第 3 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数

新株予約権の数は 346,500 個とする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権 1 個あたりの目的である株式の種類及び数は、当社の普通株式 1 株とする。ただし、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、次の算式に従い調整し、調整により生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は適当と認める新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数に調整を行う。

3. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに払い込む金銭の額は、新株予約権 1 個当たり 0.0080 米ドル（総額 2,772.00 米ドル）とする。当該金額は、第三者評価機関であるストックオプションアドバイザーサービス株式会社が、算定した公正な評価額と同額とする。

4. 新株予約権の割当日

2026 年 10 月 30 日

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1 株につき 3.50 米ドル（以下「行使価額」という。）とする。新株予約権 1 個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数に乗じた金額とする。

なお、当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は、次の算式に従い調整し、調整により生じる 0.0 1 米ドル未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は処分を行う場合には、行使価額は、次の算式に従い調整し、調整により生じる 0.0 1 米ドル未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} & \text{調整後行使価額} \\ &= \text{調整前行使価額} \\ & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \end{aligned}$$

上記の算定において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式の総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」とあるのを「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。

さらに、新株予約権の割当後、当社が合併、株式交換又は会社分割を行う場合その他必要と認められる場合、当社は適当と認める行使価額に調整を行う。

6. 新株予約権を行使することができる期間

2027 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日まで

7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い日本円で算出される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた額とし、計算の結

果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議による承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から2028年12月31日までの期間において、新株予約権者による紹介、仲介その他の関与により、当社の連結グループに対し累計で金1億円以上の貢献利益（本項第(2)号に定義する。以下同じ。）をもたらした場合にのみ、新株予約権を行使することができる。
- (2) 本項第(1)号において「貢献利益」とは、新株予約権者による紹介、仲介その他の関与に起因して当社の連結グループに直接的にもたらされる売上高から、当該売上を獲得するために直接的に要した費用（仕入原価、外注費、販売手数料その他当該売上に個別に対応する費用をいう。）を差し引いた金額をいい、当社の管理会計のルールに従って算定されるものとする。
- (3) 貢献利益の額の算定並びに本項第(1)号に定める行使の条件の充足の有無の判定は、当社の管理会計上の記録に基づき、当社取締役会がこれを行うものとする。
- (4) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式の総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、当該新株予約権を行使することはできないものとする。

10. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社が消滅会社となる吸収合併又は新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転について、当社株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、新株予約権者が上記「9. 新株予約権の行使の条件」の規定により、新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、新株予約権を無償で取得することができる。

- (3) 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部について放棄若しくは返還等の意思を示したときは、新株予約権を無償で取得することができる。

11. 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権者に対して、それぞれ会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の条件に従って交付することとする。ただし、下記の条件に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその算定方法」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「6. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「6. 新株予約権を行使することができる期間」に定める行使期間の末日までとする。

(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

上記「8. 譲渡による新株予約権の取得の制限」に準じて決定する。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記「9. 新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) その他の条件については、組織再編行為の条件等に準じて決定する。

12. 新株予約権の行使に際する端数の取扱い

新株予約権者が1個又は複数の新株予約権を行使した場合に、当該行使により当該新株予約権者に対して交付される株式数は整数でなければならない、1株未満の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当てられないものとする。なお、かかる端数の切り捨てについて金銭による調整は行わない。

13. 新株予約権の払込期日

2026年10月30日

14. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使単位

本新株予約権は1個を単位として行使するものとし、各新株予約権1個の一部を行使することはできない。

16. 新株予約権の行使請求及び払込方法

新株予約権者は、本新株予約権を行使する場合、行使する新株予約権の内容及び数並びに行使日を明らかにした行使請求書を当社の指定する受付窓口へ提出し、当該行使日に、当社が指定する銀行等の払込取扱場所において、行使に際して出資すべき金額の全額を米ドルで払い込むものとする。送金手数料及び中継銀行手数料その他払込みに要する費用は、新株予約権者の負担とする。

以上